

とができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後を生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の裁判及び手続の停止)

第十三条 合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をする。

2 地方裁判所における前項の裁判は、合議体で行う。

3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に参与することができない。

4 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで非訟事件の手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

5 次に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 非訟事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかでないとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

6 前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、忌避された受命裁判官等(受命裁判官、受託裁判官又は非訟事件を取り扱う地方裁判所の一人の裁判官若しくは簡易裁判所の裁判官)をいう。次条第三項ただし書において同じ。

7 第五項の裁判をした場合には、第四項本文の規定にかかわらず、非訟事件の手続は停止しない。

8 除斥又は忌避を理由があるとすると裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

9 除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(裁判所書記官の除斥及び忌避)

第十四条 裁判所書記官の除斥及び忌避については、第十一条、第十二条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 裁判所書記官について除斥又は忌避の申立てがあったときは、その裁判所書記官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった非訟事件に参与することができない。

ただし、前項において準用する前条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があったときは、この限りでない。

3 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。ただし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官等(受命裁判官又は受託裁判官)にあつては、当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。)がすることができる。

(専門委員の除斥及び忌避)

第十五条 非訟事件の手続における専門委員の除斥及び忌避については、第十一条、第十二条、第十三条第八項及び第九項並びに前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「前項において準用する前条第五項各号」とあるのは、「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。

第三節 当事者能力及び手続行為能力(当事者能力及び手続行為能力の原則等)

第十六条 当事者能力、非訟事件の手続における手続上の行為(以下「手続行為」という。)をすることができる能力(以下この項及び第七十条第一項において「手続行為能力」という。)

、手続行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をするに必要の授權については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三條並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する。

2 被保佐人、被補助人(手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項において同じ。)又は後見人その他の法定代理人が他の者がした非訟事件の申立て又は抗告について手続行為をするには、被保佐人若しくは後見監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授權を要しない。職権により手続が開始された場合についても、同様とする。

3 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる手続行為をするには、特別の授權をなければならない。

一 非訟事件の申立ての取下げ又は和解

二 終局決定に対する抗告若しくは異議又は第七十七条第二項の申立ての取下げ

(特別代理人)

第十七条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理

人が代理権を行うことができない場合において、非訟事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

2 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて

3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することが

4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授權をなければならない。

5 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(法定代理権の消滅の通知)

第十八条 法定代理権の消滅は、本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じない。

(法人の代表者等への準用)

第十九条 法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は代理人については、この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。

第四節 参加

第二十条 当事者となる資格を有する者は、当事者として非訟事件の手続に参加することができる。

2 前項の規定による参加(次項において「当事者参加」という。)の申出は、参加の趣旨及び理由を記載した書面で行わなければならない。

3 当事者参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(利害関係参加)

第二十一条 裁判を受ける者となるべき者は、非訟事件の手続に参加することができる。

2 裁判を受ける者となるべき者以外の者であつて、裁判の結果により直接の影響を受けるもの又は当事者となる資格を有するものは、裁判所の許可を得て、非訟事件の手続に参加することができる。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による参加の申出及び前項の規定による参加の許可の申立てについて準用する。

4 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 第一項又は第二項の規定により非訟事件の手続に参加した者(以下「利害関係参加人」とい

う。)は、当事者がすることができない手続行為(非訟事件の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。)をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、利害関係参加人が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定又は他の法令の規定によりすることができるときは、この限りでない。

第五節 手続代理人及び補佐人(手続代理人の資格)

第二十二条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、第一審裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。

2 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。

(手続代理人の代理権の範囲)

第二十三条 手続代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

2 手続代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

一 非訟事件の申立ての取下げ又は和解

二 終局決定に対する抗告若しくは異議又は第七十七条第二項の申立て

三 前号の抗告、異議又は申立ての取下げ

四 代理人の選任

3 手続代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。

4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。

(法定代理の規定及び民事訴訟法の準用)

第二十四条 第十八条並びに民事訴訟法第三十四条(第三項を除く。)及び第五十六条から第五十八条まで(同条第三項を除く。)の規定は、手続代理人及びその代理権について準用する。

(補佐人)

第二十五条 非訟事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定を準用す

(手続の併合等)
第三十五条 裁判所は、非訟事件の手続を併合し、又は分離することができる。

2 裁判所は、前項の規定による裁判を取り消すことができる。

3 裁判所は、当事者を異にする非訟事件について手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

(法令により手続を続行すべき者による受継)

第三十六条 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によつて非訟事件の手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を受け継がなければならない。

2 法令により手続を続行する資格のある者が前項の規定による受継の申立てをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときは、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

3 第一項の場合には、裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に非訟事件の手続を受け継がせることができる。

(他の申立権者による受継)

第三十七条 非訟事件の申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によつてその手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいないときは、当該非訟事件の申立てをすることができる者は、その手続を受け継ぐことができる。

2 前項の規定による受継の申立ては、同項の事由が生じた日から一月以内にしなければならない。

(送達及び手続の中止)

第三十八条 送達及び非訟事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節(第百条第二項、第三款及び第百十一条を除く。)及び第百三十条から第百三十二条まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは、「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けようとする旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは

「当該掲示を始めた」と、同法第百三十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判を求め事項」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けようとする旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第百十条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けようとする旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(裁判所書記官の処分に対する異議)

第三十九条 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をする。

2 前項の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検察官の関与)

第四十条 検察官は、非訟事件について意見を述べ、その手続の期日に立ち会うことができる。

2 裁判所は、検察官に対し、非訟事件が係属したこと及びその手続の期日を通知するものとする。

第八節 検察官に対する通知

第四十一条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上検察官の申立てにより非訟事件の裁判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならない。

第九節 電子情報処理組織による申立て等

第四十二条 非訟事件の手続における申立てその他の申述(以下この条及び次条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物)をいう。次項及び第四項において同じ)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む)

は「当該掲示を始めた」と、同法第百三十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判を求め事項」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けようとする旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と読み替えるものとする。

については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載すること)をいう。以下この項において同じ)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第十節 当事者に対する住所、氏名等の

第四十二条 非訟事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第百三十三条、第百三十三条の二第一項並びに第百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項(第一号に係る部分に限る。)及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人(非訟事件手続法第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項に

おいて同じ。))又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者(同法第百三十三条第一項第一号に規定する裁判を受ける者となるべき者をいう。))と、同条第三項中「訴訟記録等(訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の上立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。))とあるのは「非訟事件の記録」と、「この章において同じ」とあるのは「訴訟記録等の閲覧等(訴訟記録等の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。))とあるのは「この章において同じ」と読み替えるものとする。

おいて同じ。))又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者(同法第百三十三条第一項第一号に規定する裁判を受ける者となるべき者をいう。))と、同条第三項中「訴訟記録等(訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の上立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。))とあるのは「非訟事件の記録」と、「この章において同じ」とあるのは「訴訟記録等の閲覧等(訴訟記録等の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。))とあるのは「この章において同じ」と読み替えるものとする。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載すること)をいう。以下この項において同じ)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第十節 当事者に対する住所、氏名等の

第四十三条 非訟事件の申立ては、申立書(以下この条及び第五十七条第一項において「非訟事件の申立書」という。)を裁判所に提出してしなければならない。

2 非訟事件の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人
二 申立ての趣旨及び原因
三 申立人は、二以上の事項について裁判を求めるときは、これらの事項について非訟事件の手続が同種であり、これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、一

の申立てにより求めることができる。
4 非訟事件の申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

対し、相当と認める方法で告知しなければなら
ない。

2 終局決定（申立てを却下する決定を除く。）
は、裁判を受ける者（裁判を受ける者が数人あ
るときは、そのうちの一人）に告知することに
よってその効力を生ずる。

3 申立てを却下する終局決定は、申立人に告知
することによってその効力を生ずる。

4 終局決定は、即時抗告の期間の満了前には確
定しないものとする。

5 終局決定の確定は、前項の期間内にした即時
抗告の提起により、遮断される。

（終局決定の方式及び裁判書）
第五十七条 終局決定は、裁判書を作成してしな
ければならない。ただし、即時抗告をすること
ができない決定については、非訟事件の申立書
又は調書に主文を記載することをもって、裁判
書の作成に代えることができる。

2 終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記
載しなければならない。

- 一 主文
- 二 理由の要旨
- 三 当事者及び法定代理人
- 四 裁判所

（更正決定）
第五十八条 終局決定に計算違い、誤記その他こ
れらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所
は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決
定をすることができる。

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければな
らない。

3 更正決定に対しては、更正後の終局決定が原
決定であった場合に即時抗告をすることができ
る者に限り、即時抗告をすることができ

4 第一項の申立てを不適法として却下する裁判
に対しては、即時抗告をすることができる。

5 終局決定に対し適法な即時抗告があったとき
は、前二項の即時抗告は、することができな
い。

（終局決定の取消し又は変更）
第五十九条 裁判所は、終局決定をした後、その
決定を不当と認めるときは、次に掲げる決定を
除き、職権で、これを取り消し、又は変更する
ことができる。

一 申立てによってのみ裁判をすべき場合にお
いて申立てを却下した決定

二 即時抗告をすることができると決定

2 終局決定が確定した日から五年を経過したと
きは、裁判所は、前項の規定による取消し又は
変更をすることができない。ただし、事情の変
更によりその決定を不当と認めるに至ったとき
は、この限りでない。

3 裁判所は、第一項の規定により終局決定の取
消し又は変更をする場合には、その決定におけ
る当事者及びその他の裁判を受ける者の陳述を
聴かなければならない。

4 第一項の規定による取消し又は変更の終局決
定に対しては、取消し後又は変更後の決定が原
決定であった場合に即時抗告をすることができ
る者に限り、即時抗告をすることができ

（終局決定に関する民事訴訟法の準用）
第六十条 民事訴訟法第二百四十七条、第二百五
十六條第一項及び第二百五十八條（第二項後段
を除く。）の規定は、終局決定について準用す
る。この場合において、同法第二百五十六條第
一項中「言渡し後」とあるのは、「終局決定が
告知を受ける者に最初に告知された日から」と
読み替えるものとする。

第六十一条 裁判所は、終局決定の前提となる法
律関係の争いその他中間の争いについて、裁判
をするのに熟したときは、中間決定をすること
ができる。

2 中間決定は、裁判書を作成してしなければな
らない。

第六十二条 終局決定以外の非訟事件に関する裁
判については、特別の定めがある場合を除き、
第五十五条から第六十条まで（第五十七条第一
項及び第五十九条第三項を除く。）の規定を準
用する。

2 非訟事件の手続の指揮に関する裁判は、いつ
でも取り消すことができる。

3 終局決定以外の非訟事件に関する裁判は、判
事補が単独ですることができる。

（非訟事件の申立ての取下げ）
第六十三条 非訟事件の申立人は、終局決定が確
定するまで、申立ての全部又は一部を取り下げ
ることができる。この場合において、終局決定
がされた後は、裁判所の許可を得なければなら
ない。

2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項
並びに第二百六十二条第一項の規定は、前項の
規定による申立ての取下げについて準用する。
この場合において、同法第二百六十一条第四項
中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日」
（以下この章において「口頭弁論等の期日」と
いう。）とあるのは「非訟事件の手続の期日」
と、「電子調書」とあるのは「記録」と、「記録
しなれば」とあるのは「記載しなれば」と
読み替えるものとする。

（非訟事件の申立ての取下げの擬制）
第六十四条 非訟事件の申立人が、連続して二
回、呼出しを受けた非訟事件の手続の期日に出
頭せず、又は呼出しを受けた非訟事件の手続の
期日において陳述をしないで退席をしたとき
は、裁判所は、申立ての取下げがあったものと
みなすことができる。

（和解）
第六十五条 非訟事件における和解については、
民事訴訟法第八十九条第一項、第二百六十四条
及び第二百六十五条の規定を準用する。この場
合において、同法第二百六十四条第一項及び第
二百六十五条第三項中「口頭弁論等」とあるの
は、「非訟事件の手続」と読み替えるものとす
る。

2 和解を調書に記載したときは、その記載は、
確定した終局決定と同一の効力を有する。

第四章 不服申立て
第一節 即時抗告
第一款 即時抗告

第六十六条 終局決定により権利又は法律上保護
される利益を害された者は、その決定に対し、
即時抗告をすることができる。

2 申立てを却下した終局決定に対しては、申立
人に限り、即時抗告をすることができる。

3 手続費用の負担の裁判に対しては、独立して
即時抗告をすることができない。
（即時抗告期間）
第六十七条 終局決定に対する即時抗告は、二週
間の不変期間内にしなければならない。た
だし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨
げない。

2 即時抗告の期間は、即時抗告をする者が裁判
の告知を受ける者である場合にあっては、裁判
の告知を受けた日から進行する。

3 前項の期間は、即時抗告をする者が裁判の告
知を受ける者でない場合にあっては、申立人

（職権で開始した事件においては、裁判を受け
る者）が裁判の告知を受けた日（二以上あると
きは、当該日のうち最も遅い日）から進行す
る。
（即時抗告の提起の方式等）
第六十八条 即時抗告は、抗告状を原裁判所に提
出してしなければならない。

2 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなけれ
ばならない。
一 当事者及び法定代理人
二 原決定の表示及びその決定に対して即時抗
告をする旨

3 即時抗告が不適法でその不備を補正すること
ができないことが明らかであるときは、原裁判
所は、これを却下しなければならぬ。

4 前項の規定による終局決定に対しては、即時
抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、一週間の不変期間内にし
なければならない。ただし、その期間前に提起
した即時抗告の効力を妨げない。

6 第四十三条第四項から第六項までの規定は、
抗告状が第二項の規定に違反する場合及び民事
訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告
の提起の手数を納付しない場合について準用
する。

（抗告状の写しの送付等）
第六十九条 終局決定に対する即時抗告があった
ときは、抗告裁判所は、原審における当事者及
び利害関係参加人（抗告人を除く。）に対し、
抗告状の写しを送付しなければならない。た
だし、その即時抗告が不適法であるとき、又は即
時抗告に理由がないことが明らかとなるときは、こ
の限りでない。

2 裁判長は、前項の規定により抗告状の写しを
送付するための費用の予納を相当の期間を定め
て抗告人に命じた場合において、その予納がな
いときは、命令で、抗告状を却下しなければな
らない。

3 前項の命令に対しては、即時抗告をすること
ができる。

（陳述の聴取）
第七十条 抗告裁判所は、原審における当事者及
びその他の裁判を受ける者（抗告人を除く。）
の陳述を聴かなければ、原裁判所の終局決定を
取り消すことができない。

所在等不明共有者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

三 民法第二百六十二条の第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の異議の届出は、一定の期間内にすべきこと。

四 前二号の届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされること。

五 所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあった所在等不明共有者の持分について申立人以外の共有者が所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをするときは一定の期間内にその申立てをすべきこと。

三 裁判所は、前項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、登記簿上その氏名又は名称が判明している共有者に対し、同項各号（第二号を除く。）の規定により公告した事項を通知しなければならぬ。この通知は、通知を受ける者の登記簿上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りる。

四 裁判所は、第二項第三号の異議の届出が同号の期間を経過した後にはされたときは、当該届出を却下しなげなければならない。

五 裁判所は、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をするには、申立人に対して、一定の期間内に、所在等不明共有者のために、裁判所が定める額の金銭を裁判所の指定する供託所に供託し、かつ、その旨を届け出るべきことを命じなければならない。

六 裁判所は、前項の規定による決定をした後所在等不明共有者の持分の取得の裁判をするまでの間に、事情の変更により同項の規定による決定で定められた額を不当と認めるに至ったときは、同項の規定により供託すべき金銭の額を変更しなげなければならない。

七 前二項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

八 裁判所は、申立人が第五項の規定による決定に従わないときは、その申立人の申立てを却下しなげなければならない。

九 所在等不明共有者の持分の取得の裁判は、確定しなげればその効力を生じない。

十 所在等不明共有者の持分の取得の裁判は、所在等不明共有者に告知することを要しない。

十一 所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てを受けた裁判所が第二項の規定による公告をした場合において、その申立てがあった所在等不明共有者の持分について申立人以外の共有者

が同項第五号の期間が経過した後には所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをしたときは、裁判所は、当該申立人以外の共有者による所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てを却下しなげなければならない。

（所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与）

第八十八条 所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判（民法第二百六十二条の第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）第三項において同じ。）の規定による所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判をいう。第三項において同じ。）に係る事件は、当該裁判に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

二 前条第二項第一号、第二号及び第四号並びに第五号から第十号までの規定は、前項の事件について準用する。

三 所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の効力が生じた後二箇月以内にその裁判により付与された権限に基づく所在等不明共有者（民法第二百六十二条の第三項に規定する所在等不明共有者をいう。）の持分の譲渡の効力が生じないときは、その裁判は、その効力を失う。ただし、この期間は、裁判所において伸長することができる。

（検察官の不関与）

第八十九条 第四十条の規定は、この章の規定による非訟事件の手続には、適用しない。

第二章 土地等の管理に関する事件

第九十条 民法第二編第三章第四節の規定による非訟事件は、裁判を求めらるる事項に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

二 裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間が経過した後でなければ、所有者不明土地管理命令（民法第二百六十四条の第二項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この条において同じ。）をすることができない。この場合において、同号の期間は、一箇月を下つてはならない。

一 所有者不明土地管理命令の申立てがその対象となるべき土地又は共有持分についてあったこと。

二 所有者不明土地管理命令をすることに異議があるときは、所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地又は共有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

三 前号の届出がないときは、所有者不明土地管理命令がされること。

四 民法第二百六十四条の第三項又は第二百六十四条の第六項の許可の申立てをする場合には、その許可を求め理由を疎明しなければならぬ。

五 裁判所は、民法第二百六十四条の第六項の七第一項の規定による費用若しくは報酬の額を定める裁判をする場合には、所有者不明土地管理人（同法第二百六十四条の第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下この条において同じ。）の陳述を聴かなければならない。

六 次に掲げる裁判には、理由を付さなければならぬ。

一 所有者不明土地管理命令の申立てを却下する裁判

二 民法第二百六十四条の第三項又は第二百六十四条の第六項の許可の申立てを却下する裁判

三 民法第二百六十四条の第六項の規定による解任の申立てについての裁判

四 所有者不明土地管理命令があった場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分について、所有者不明土地管理命令の登記を嘱託しなげなければならない。

五 所有者不明土地管理命令を取り消す裁判があったときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、所有者不明土地管理命令の登記の抹消を嘱託しなげなければならない。

六 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ不動産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、その土地の所有者又はその共有持分を有する者のために、当該金銭を所有者不明土地管理命令の対象とされた土地（共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられた場合にあっては、共有物である土地）の所在地の供託所に供託することができ、この場合において、供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなげなければならない。

七 裁判所は、所有者不明土地管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

八 裁判所は、管理すべき財産がなくなつたとき（管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。）その他財産の管理を継続することが相当地でなくなつたときは、所有者不明土地管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、所有者不明土地管理命令を取り消さなければならぬ。

九 所有者不明土地等（民法第二百六十四条の第三項に規定する所有者不明土地等）の所有者（その共有持分を有する者を含む。）が自己に帰属することを証明したときは、裁判所は、当該所有者の申立てにより、所有者不明土地管理命令を取り消さなければならぬ。

十 所有者不明土地等（民法第二百六十四条の第三項に規定する所有者不明土地等）の所有者（その共有持分を有する者を含む。）が自己に帰属することを証明したときは、裁判所は、当該所有者の申立てにより、所有者不明土地管理命令を取り消さなければならぬ。

十一 所有者不明土地等（民法第二百六十四条の第三項に規定する所有者不明土地等）の所有者（その共有持分を有する者を含む。）が自己に帰属することを証明したときは、裁判所は、当該所有者の申立てにより、所有者不明土地管理命令を取り消さなければならぬ。

十二 所有者不明土地等（民法第二百六十四条の第三項に規定する所有者不明土地等）の所有者（その共有持分を有する者を含む。）が自己に帰属することを証明したときは、裁判所は、当該所有者の申立てにより、所有者不明土地管理命令を取り消さなければならぬ。

十三 所有者不明土地等（民法第二百六十四条の第三項に規定する所有者不明土地等）の所有者（その共有持分を有する者を含む。）が自己に帰属することを証明したときは、裁判所は、当該所有者の申立てにより、所有者不明土地管理命令を取り消さなければならぬ。

十四 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一 所有者不明土地管理命令 利害関係人

二 民法第二百六十四条の第六項の規定による解任の裁判 利害関係人

三 民法第二百六十四条の七第一項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判 所有者不明土地管理人

四 第九項から第十一項までの規定による変更又は取消しの裁判 利害関係人

十五 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

一 民法第二百六十四条の第二項の規定による所有者不明土地管理人の選任の裁判

二 民法第二百六十四条の第三項又は第二百六十四条の第六項の許可の裁判

する公示催告の内容を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告すべき旨を命ずることができる。

（公示催告の期間）

第三十三条 前条第一項の規定により公示催告を官報に掲載した日から権利の届出の終期までの期間は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、二月を下つてはならない。

（公示催告手続終了の決定）

第三十四条 公示催告手続開始の決定後第六十六条第一項から第四項までの規定による除権決定がされるまでの間において、公示催告の申立てが不適法であること又は理由のないことが明らかになつたときは、裁判所は、公示催告手続終了の決定をしなければならぬ。

2 前項の決定に対しては、申立人に限り、即時抗告をすることができる。

（審理終結日）

第五十五条 裁判所は、権利の届出の終期の経過後においても、必要があると認めるときは、公示催告の申立てについての審理をすることができる。この場合において、裁判所は、審理を終結する日（以下この章において「審理終結日」という。）を定めなければならない。

2 権利の届出の終期までに申立人が申立ての理由として主張した権利を争う旨の申述（以下この編において「権利を争う旨の申述」という。）があつたときは、裁判所は、申立人及びその権利を争う旨の申述をした者の双方が立ち会うことができる審問期日を指定するとともに、審理終結日を定めなければならない。

3 前二項の規定により審理終結日が定められたときは、権利の届出の終期の経過後においては、権利の届出又は権利を争う旨の申述は、その審理終結日まですることができる。

4 権利を争う旨の申述をするには、自らが権利者であることその他の申立人が申立ての理由として主張した権利を争う理由を明らかにしなければならない。

（除権決定等）

第六十六条 権利の届出の終期（前条第一項又は第二項の規定により審理終結日が定められた場合にあつては、審理終結日。以下この条において同じ。）までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がないときは、裁判所は、第六十四条第一項の場合を除き、当該公示催告の申立てに係る権利につき失権の効力を生ずる旨の裁判

（以下この編において「除権決定」という。）をしなければならない。

2 裁判所は、権利の届出の終期までに適法な権利の届出があつた場合であつて、適法な権利を争う旨の申述がないときは、第六十四条第一項の場合を除き、当該公示催告の申立てに係る権利のうち適法な権利の届出があつたものについては失権の効力を生じない旨の定め（以下この章において「制限決定」という。）をして、除権決定をしなければならない。

3 裁判所は、権利の届出の終期までに適法な権利を争う旨の申述があつた場合であつて、適法な権利の届出がないときは、第六十四条第一項の場合を除き、申立人とその適法な権利を争う旨の申述をした者との間の当該権利についての訴訟の判決が確定するまで公示催告手続を中止し、又は除権決定は、その適法な権利を争う旨の申述をした者に対してはその効力を有せず、かつ、申立人が当該訴訟において敗訴したときはその効力を失う旨の定め（以下この章において「留保決定」という。）をして、除権決定をしなければならない。ただし、その権利を争う旨の申述に理由がないことが明らかであると認めるときは、留保決定をしないで、除権決定をしなければならない。

4 裁判所は、権利の届出の終期までに適法な権利の届出及び権利を争う旨の申述があつたときは、第六十四条第一項の場合を除き、制限決定及び留保決定をして、除権決定をしなければならない。

5 除権決定に対しては、第六十八条の規定による場合のほか、不服を申し立てることができる。

6 制限決定又は留保決定に対しては、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

（除権決定等の公告）

第七十条 除権決定、制限決定及び留保決定は、官報に掲載して公告しなければならない。

（除権決定の取消しの申立て）

第八十条 次に掲げる事由がある場合には、除権決定の取消しの申立てをすることができる。一 法令において公示催告の申立てをすることができる場合に該当しないこと。

二 第六十二条第一項の規定による公示催告に於いての公告をせず、又は法律に定める方法によつて公告をしなかつたこと。

三 第六十三条に規定する公示催告の期間を遵守しなかつたこと。

四 除外又は忌避の裁判により除権決定に關与することができない裁判官が除権決定に關与したこと。

五 適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述があつたにもかかわらず、第六十六条第二項から第四項までの規定に違反して除権決定がされたこと。

六 第八十三条第三項において準用する民事訴訟法第三百三十八条第一項第四号から第八号までの規定により再審の申立てをすることができる場合であること。

（管轄裁判所）

第九十条 前条の規定による除権決定の取消しの申立てに係る事件は、当該除権決定をした裁判所の管轄に属する。

（申立期間）

第一百零一条 第六十八条の規定による除権決定の取消しの申立ては、申立人が除権決定があつたことを知つた日（同条第四号又は第六号に掲げる事由を不服の理由とする場合において、その日に申立人がその事由があることを知らなかつたときにあつては、その事由があることを知つた日）から三十日の不変期間内にしなければならない。

2 除権決定が告知された日から五年を経過したときは、第六十八条の規定による除権決定の取消しの申立てをすることができる。

（申立てについての裁判等）

第一百一十一条 第六十八条の規定による除権決定の取消しの申立てがあつたときは、裁判所は、申立人及び相手方の双方が立ち会うことができる審問期日を指定するとともに、審理終結日を定めなければならない。

2 裁判所は、前項に規定する場合において、第六十八条各号に掲げる事由があるときは、除権決定を取り消す決定をしなければならない。

3 前項の規定による除権決定を取り消す決定が確定したときは、官報に掲載してその正文を公告しなければならない。

（事件の記録の閲覧等）

第一百二十二条 第三十二条第一項から第四項までの規定にかかわらず、申立人及び権利の届出をした

た者又は権利を争う旨の申述をした者その他の利害関係人は、裁判所書記官に対し、公示催告事件又は除権決定の取消しの申立てに係る事件の記録の閲覧等又は記録の複製を請求することができる。

（適用除外）

第一百三十三条 第四十条の規定は、公示催告手続には、適用しない。

2 第五十九条の規定は、公示催告手続開始の決定、公示催告決定及び除権決定には、適用しない。

第二章 有価証券無効宣言公示催告事件

（申立権者）

第一百四十四条 盗取され、紛失し、又は滅失した有価証券のうち、法令の規定により無効とすることができるものであつて、次の各号に掲げるものを無効とする旨の宣言をするためにする公示催告の申立ては、それぞれ当該各号に定める者がすることができる。

一 無記名式の有価証券又は裏書によつて譲り渡すことができる有価証券であつて白地式裏書（被裏書人を指定しない、又は裏書人の署名若しくは記名押印のみをもつてした裏書をいう。）がされたもの。その最終の所持人

二 前号に規定する有価証券以外の有価証券。その有価証券により権利を主張することができる者

（管轄裁判所）

第一百五十五条 前条に規定する公示催告（以下この章において「有価証券無効宣言公示催告」という。）の申立てに係る事件は、その有価証券に義務履行地（手形又は小切手にあつては、その支払地。以下この項において同じ。）が表示されているときはその義務履行地を管轄する簡易裁判所の管轄に属し、その有価証券に義務履行地が表示されていないときはその有価証券により義務を負担する者が普通裁判籍を有する地を管轄する簡易裁判所の管轄に属し、その者が普通裁判籍を有しないときはその有価証券が普通裁判籍を有した時に普通裁判籍を有した地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の有価証券が登記された権利について発行されたものであるときは、同項の申立ては、その権利の目的物の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

（申立ての方式及び疎明）

第一百六十六条 有価証券無効宣言公示催告の申立ては、その申立てに係る有価証券の謄本を提出

し、又は当該有価証券を特定するために必要な事項を明らかにして、これをしなければならぬ。

2 有価証券無効宣言公示催告の申立てに係る有価証券の盗難、紛失又は滅失の事実その他第十四条の規定により申立てをすることができ理由は、これを疎明しなければならない。
(公示催告の内容等)

第百十七條 有価証券無効宣言公示催告において、第百一条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を公示催告の内容とする。

- 一 申立人の表示
- 二 権利を争う旨の申述の終期の指定
- 三 前号に規定する権利を争う旨の申述の終期までに権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出すべき旨の有価証券の所持人に対する催告
- 四 前号に掲げる催告に応じて権利を争う旨の申述をしないことにより、有価証券を無効とする旨を宣言する旨の表示

2 有価証券無効宣言公示催告についての前章の規定の適用については、第百三条、第百五条第一項から第三項まで並びに第百六条第一項及び第三項中「権利の届出の終期」とあるのは、「権利を争う旨の申述の終期」と、第百四條第一項中「第百六條第一項から第四項まで」とあるのは「第百六條第一項又は第三項」と、第百五條第三項、第百六條第一項及び第百八條第五号中「権利の届出又は権利を争う旨の申述」とあるのは「権利を争う旨の申述」と、第百六條第三項中「適法な権利を争う旨の申述があつた場合であつて、適法な権利の届出がないとき」とあるのは「適法な権利を争う旨の申述があつたとき」と、同条第六項中「制限決定又は留保決定」とあるのは「留保決定」と、第百七條中「制限決定及び留保決定」とあるのは「及び留保決定」と、第百八條第五号中「第百六條第二項から第四項まで」とあるのは「第百六條第三項」とする。

(除権決定による有価証券の無効の宣言等)
第百十八條 裁判所は、有価証券無効宣言公示催告の申立てについての除権決定において、その申立てに係る有価証券を無効とする旨を宣言しなければならない。

2 前項の除権決定がされたときは、有価証券無効宣言公示催告の申立人は、その申立てに係る有価証券により義務を負担する者に対し、当該有価証券による権利を主張することができ。

第五編 過料事件 (管轄裁判所)

第百十九條 過料事件(過料についての裁判の手續に係る非訟事件をいう)は、他の法令に特別の定めがある場合を除き、当事者(過料の裁判がされた場合において、その裁判を受ける者となる者をいう。以下この編において同じ。)の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
(過料についての裁判等)

第百二十條 過料については、理由を付さなければならぬ。
2 裁判所は、過料についての裁判をするに当たっては、あらかじめ、検察官の意見を聴くとともに、当事者の陳述を聴かなければならぬ。
3 過料についての裁判に対しては、当事者及び検察官に限り、即時抗告をすることができ。この場合において、当該即時抗告が過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

4 過料についての裁判の手續(その抗告審における手續を含む。次項において同じ。)に要する手續費用は、過料の裁判をした場合にあつては当該裁判を受けた者の負担とし、その他の場合にあつては国庫の負担とする。
5 過料の裁判に対して当事者から第三項の即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料についての裁判をしたときは、前項の規定にかかわらず、過料についての裁判の手續に要する手續費用は、国庫の負担とする。
(過料の裁判の執行)

第百二十一條 過料の裁判は、検察官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。
2 過料の裁判の執行は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しない。
3 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第七編第二章(第五百十一条及び第五百十三條第六項から第八項までを除く。)の規定は、過料の裁判の執行について準用する。この場合において、同条第一項中「若しくはは裁判の執行の対象となるもの」とあるのは「者」と、「裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判」とあるのは「裁判」と読み替へるものとする。

4 過料の裁判の執行があつた後に当該裁判(以下この項において「原裁判」という。)に対して前条第三項の即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の裁判をしたときは、その金額の限度において当該過料の裁判の執行があつたものとみなす。この場合において、原裁判の執行によつて得た金額が当該過料の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。
(略式手續)

第百二十二條 裁判所は、第百二十條第二項の規定にかかわらず、相当と認めるときは、当事者の陳述を聴かずに過料についての裁判をすることができ。
2 前項の裁判に対しては、当事者及び検察官は、当該裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内に、当該裁判をした裁判所に異議の申立てをすることができ。この場合において、当該異議の申立てが過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。
3 前項の異議の申立ては、次項の裁判があるまで、取り下げることができる。この場合において、当該異議の申立ては、遡つてその効力を失う。
4 適法な異議の申立てがあつたときは、裁判所は、当事者の陳述を聴いて、更に過料についての裁判をしなければならない。
5 前項の規定によつてすべき裁判が第一項の裁判と符合するときは、裁判所は、同項の裁判を認可しなければならない。ただし、同項の裁判の手續が法律に違反したものであるときは、この限りでない。
6 前項の規定により第一項の裁判を認可する場合を除き、第四項の規定によつてすべき裁判においては、第一項の裁判を取り消さなければならない。
7 第百二十條第五項の規定は、第一項の規定による過料の裁判に対して当事者から第二項の異議の申立てがあつた場合において、前項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料についての裁判をしたときについて準用する。
8 前条第四項の規定は、第一項の規定による過料の裁判の執行があつた後に当該裁判に対して、第二項の異議の申立てがあつた場合において、第六項の規定により当該裁判を取り消して第四

項の規定により更に過料の裁判をしたときについて準用する。

附則 (施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の規定は、この法律の施行後に申し立てられた非訟事件及び職権で手續が開始された非訟事件の手續について適用する。
附則 (平成二九年六月二日法律第四五号)
この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第百六十七條の二、第百六十七條の三及び第百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年四月二八日法律第二四号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中不動産登記法第百三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四條の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十四條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (令和四年五月二五日法律第四八号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条の規定並びに附則第六十條中商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第五十二條第二項の改正規定及び附則第百二十五條の規定 公布の日

第二条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八條の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イイの改正規定(「取消しの申立て」の下に「、秘匿決定

項の規定により更に過料の裁判をしたときについて準用する。

附則 (施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条の規定並びに附則第六十條中商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第五十二條第二項の改正規定及び附則第百二十五條の規定 公布の日

第二条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八條の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イイの改正規定(「取消しの申立て」の下に「、秘匿決定

項の規定により更に過料の裁判をしたときについて準用する。

附則 (施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条の規定並びに附則第六十條中商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第五十二條第二項の改正規定及び附則第百二十五條の規定 公布の日

第二条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八條の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イイの改正規定(「取消しの申立て」の下に「、秘匿決定

項の規定により更に過料の裁判をしたときについて準用する。

九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百九条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定（「第十八条」の下に、「第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十條中民事保全法第四十六条の改正規定（「第十八条」の下に、「第十八条の二」を加える部分に限る。）、第三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第四百四十五條中民事再生法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十三条第三項の改正規定（「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条」を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第六十一条第一項の規定、第二百二条中会社更生法第一百十條第三項の改正規定（「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条」を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）及び同法第六十五条の次に一条を加える改正規定、第二百十六條第一項の規定、第二百十九條中人事訴訟法第九條に一項を加える改正規定及び同法第三十三條に二項を加える改正規定、第二百四十九條中破産法第二百一十一條の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十二條第二項の改正規定、同法第三百三十六條の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一條第三項の改正規定（「第八十五条」の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五條第一項の規定、第三百四條中非訟事件手続法第三十三條第四項の改正規定、同法第四十三條の改正規定及び同法第四十七條第一項の改正規定、第三百二十六條中家事事件手続法第四十條の改正規定、同法第四十九條の改正規定、同法第五十四條第一項の改正規定、同法第五十九條の改正規定、同法第六十條第二項の改正規定（「及び第二項」

を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四條第一項の改正規定（「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に、「第五十九條第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。）、同法第二百六十條第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十一條第五項の改正規定、第三百四十一條中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十條の改正規定、同法第七十五條第一項の改正規定、同法第八十條に一項を加える改正規定及び同法第三百三條第六項の改正規定並びに第三百五十六條中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三條の改正規定（「、第八十七條の二」を削る部分に限る。）、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日